

香芝市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月29日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第5号

香芝市立幼稚園規則の一部を改正する規則

香芝市立幼稚園規則（昭和47年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

（通園区域の特例）

- 2 第5条の規定にかかわらず、令和7年度から当分の間、香芝市立旭ヶ丘幼稚園の通園区域は、二上小学校、関屋小学校、志都美小学校及び旭ヶ丘小学校の通学区域とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。